

千葉県地球温暖化防止計画（平成18年6月改定版）の期間延長について

平成24年3月22日

環境生活部環境政策課

TEL:043-223-4706

新たな「千葉県地球温暖化防止計画」については、東日本大震災に伴う国の動向を踏まえて策定することとし、それまでの間、「千葉県地球温暖化防止計画（平成18年6月改定版）」を延長することについて、平成24年1月16日から2月15日までの間パブリックコメントを実施したところ、寄せられた意見がなかったことから、「千葉県地球温暖化防止計画（平成18年6月改定版）」については、下記の内容で延長することとします。

記

1 計画期間

京都議定書の第一約束期間である2012（平成24）年までを原則としつつ、新たな計画の策定まで、計画期間を延長します。

2 目標

2011（平成23）年以降も前計画の目標を維持します。

3 計画記載事項の具体的な取扱い

（1）第1章 計画策定の背景

修正なし

（2）第2章 計画の基本的事項

変更前	変更後
温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）第20条	温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）
千葉県資源循環型社会づくり計画	千葉県廃棄物処理計画
森林吸収源対策推進プラン	千葉県森林吸収量確保推進計画
八都縣市	九都縣市

（3）第3章 温室効果ガス排出実態及び将来予測

新たな将来予測については、東日本大震災後のエネルギー需給の変化も踏まえ、計画策定の中で実施します。

（4）第4章 温室効果ガス排出削減目標

◇家庭

○2010（平成22）年において、家庭1世帯当たりのエネルギー

使用量（電気、ガス、灯油）を２００２（平成１４年）年から１０％削減する。

⇒２０１０（平成２２）年において、家庭１世帯当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、灯油）を２００２（平成１４年）年から１０％削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則２０１２（平成２４）年）まで、その水準を維持する。

○２０１０（平成２２）年において、自家用自動車１台当たりの燃料使用量を２００２（平成１４年）年から１０％削減する。

⇒２０１０（平成２２）年において、自家用自動車１台当たりの燃料使用量を２００２（平成１４年）年から１０％削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則２０１２（平成２４）年）まで、それを維持する。

○２０１０（平成２２）年において、１人当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を２００２（平成１４）年から概ね１０％削減する。

⇒２０１０（平成２２）年において、１人当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を２００２（平成１４）年から概ね１０％削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則２０１２（平成２４）年）まで、その水準を維持する。

◇事務所等

○２０１０（平成２２）年において、事務所等の床面積１㎡当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、燃料油等）を基準年から５％削減する。

⇒２０１０（平成２２）年において、事務所等の床面積１㎡当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、燃料油等）を基準年から５％削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則２０１２（平成２４）年）まで、その水準を維持する。

◇運輸

○２０１０（平成２２）年において、貨物自動車１台当たりの燃料使用量を２００２（平成１４）年から５％削減する。

⇒２０１０（平成２２）年において、貨物自動車１台当たりの燃料使用量を２００２（平成１４）年から５％削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則２０１２（平成２４）年）まで、その水準を維持する。

◇製造業

- 2010（平成22）年において、化学工業における製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量を基準年から10%削減する。
⇒ 2010（平成22）年において、化学工業における製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量を基準年から10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則2012年）まで、その水準を維持する。

- 2010（平成22）年において、石油精製業における製油所当たりのエネルギー消費量を基準年から10%削減する。
⇒ 2010（平成22）年において、石油精製業における製油所当たりのエネルギー消費量を基準年から10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則2012（平成24）年）まで、その水準を維持する。

- 2010（平成22）年において、鉄鋼業における粗鋼生産量当たりのエネルギー消費原単位を基準年から10%削減する。
⇒ 2010（平成22）年において、鉄鋼業における粗鋼生産量当たりのエネルギー消費原単位を基準年から10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則2012（平成24）年）まで、その水準を維持する。

- 2010（平成22）年において、化学工業、石油精製業、鉄鋼業以外の製造業における製造品出荷額等当たりの二酸化炭素排出原単位を2002（平成14）年から10%削減する。
⇒ 2010（平成22）年において、化学工業、石油精製業、鉄鋼業以外の製造業における製造品出荷額等当たりの二酸化炭素排出原単位を2002（平成14）年から10%削減し、新たな「千葉県地球温暖化防止計画」策定（原則2012（平成24）年）まで、その水準を維持する。

（5）第5章 目標達成のための対策及び施策

修正なし

（6）第6章 計画の推進に向けて

計画の進行管理については千葉県環境審議会が行っています。